

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成30年3月30日

金 曜 日

号 外(27)

目 次

規 則

○富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第29号

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則

富山県児童福祉法等施行規則（昭和41年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第14条の8第6号中「指定障害児入所施設指定辞退届（様式第30号の14）」を「指定障害児入所施設指定辞退申出書（様式第30号の15）」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「第21条の5の25第3項」を「第21条の5の26第3項」に、「様式第30号の13」を「様式第30号の14」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に、「様式第30号の12」を「様式第30号の13」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第21条の5の19第1項又は第2項」を「第21条の5の20第3項又は第4項」に、「様式第30号の11」を「様式第30号の12」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第21条の5の19第1項」を「第21条の5の20第3項」に、「第24条の13」を「第24条の13第3項」に、「様式第30号の10」を「様式第30号の11」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第21条の5の20第1項又は法第24条の13第1項の規定による変更の申請書

指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定変更申請書（様式第30号の10）

第14条の10中「第21条の5の24」を「第21条の5の25」に改める。

第14条の11中「様式第30号の15」を「様式第30号の16」に改める。

第16条第4項中「第1項又は第2項」を「第3項又は第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、同条第1項中「第31条第4項の規定による」の次に「法第27条第1項第3号若しくは第2項の」を加え、「（同項に規定する延長者をいう。以下同じ。）」及び「（同項に規定する延長者の監護者をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

児童相談所長は、法第26条第1項第2号又は法第27条第1項第2号の規定による措置を採ることを決定したときは児童又はその保護者に、法第31条第4項の規定による法第27条第1項第2号の措置を採ることを決定したときは延長者（法第31条第4項に規定する延長者をいう。以下同じ。）又は延長者の監護者（法第31条第4項に規定する延長者の監護者をいう。以下同じ。）に措置決定通知書（様式第31号の2）により通知するものとする。

2 児童相談所長は、前項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更するとき、同項の規定に準じて通知しなければならない。

第17条中「前条」を「前条第5項」に改める。

第19条中「第33条第8項」を「第33条第10項」に改める。

第20条中「同条第8項又は第9項」を「同条第10項又は第11項」に、「一時保護通知書」を「一時保護（一時保護委託）通知書」に改める。

第28条第2号中「又は第5項」を「、第5項又は第6項」に改め、「又は同条第6項の規定による承認の申請」を削り、「児童福祉施設内容等変更届出（承認申請）書」を「児童福祉施設内容等変更届出書」に改める。

第29条第2号を削り、同条第3号中「様式第57号」を「様式第56号」に改め、同号を同条第2号とする。

第33条第1項中「様式第59号」を「様式第57号」に改め、同条第2項中「様式第60号」を「様式第58号」に改める。

様式第30号の9中 「指定を受けようとする事業等の種類」 を 「指定(更新)を受けようとする事業等の種類」 に改め、同様式備考7を同様式備考8とし、同

様式備考6の次に次のように加える。

- 7 児童福祉法第21条の5の17の規定により共生型障害児通所支援事業者の特例を受けようとする場合は、6にかかわらず、富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第72号）に定める基準を満たしていることが分かる書類並びに現に指定を受けている事業者の指定通知書の写しを添付すること。

様式第30号の9中別紙8を別紙9とし、別紙5から別紙7までを別紙6から別紙8までとし、同様式別紙4の次に次のように加える。

別紙 5

※受付番号

居宅訪問型児童発達支援事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ 名称							
	所在地	(郵便番号 —)							
管理者	フリガナ 氏名			住所	(郵便番号 —)			
	当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)	事業所等の名称 勤務する職種及び勤務時間等						
当該事業の実施について定めてある定款、条例等				第 条第 項第 号					
児童発達支援管理責任者	フリガナ 氏名			住所	(郵便番号 —)			
従業者	訪問支援員		児童発達支援管理責任者					
			専従	兼務				専従	兼務
	常勤 (人)								
	非常勤 (人)								
	備考								
※基準上の必要人数 (人)									
設備	専用の区画	有・無							
主	営業日								
な	営業時間	サービス提供時間							
掲	利用料								
示	その他の費用								
事項	通常の事業の実施地域								
	その他参考となる事項	第三者評価の実施の有無	苦情受付の窓口						
		有・無	部署名 (電話番号)		担当者名				
		その他							
協力医療機関	名称			主な診療科名			
多機能型実施の有無	有・無								

備考

- ※印を付してある欄は、記載しないこと。

-
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付すること。
 - 3 「その他の費用」欄は、保護者等に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載すること。
 - 4 添付資料
 - (1) 定款、寄附行為及び登記事項証明書又は条例等
 - (2) 事業所の平面図
 - (3) 設備、備品等一覧表
 - (4) 管理者及び児童発達支援管理責任者の経歴書
 - (5) 運営規程
 - (6) 障害児等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類
 - (7) 勤務体制及び勤務形態一覧表
 - (8) 資産状況を記載した書類（貸借対照表、財産目録等）
 - (9) 協力医療機関との契約の内容が分かるもの
 - (10) 申請に係る障害児通所給付費の請求に関する事項
 - (11) 利用者負担の受領等に関する保護者向けの資料
 - (12) 誓約書
 - (13) 役員名簿
-

様式第30号の15を様式第30号の16とする。

様式第30号の14中「指定障害児入所施設指定辞退届」を「指定障害児入所施設指定辞退申出書」に、「届け出ます」を「申し出ます」に改め、同様式備考2を同様式備考3とし、同様式備考1中「届け出る」を「申し出る」に改め、同様式備考1を同様式備考2とし、同様式備考に1として次のように加え、同様式を様式第30号の15とする。

1 申出書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

- (1) 現に障害児入所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無
- (2) 引き続き当該障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害児入所支援を継続的に提供する他の指定障害児入所施設等の名称

様式第30号の13の(表)中「第21条の5の25第3項」を「第21条の5の26第3項」に改め、同様式を様式第30号の14とする。

様式第30号の12の(表)中「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に、「第21条の5の25第4項」を「第21条の5の26第4項」に、「第21条の5の25(」を「第21条の5の26(」に改め、同様式の(裏)備考2中「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に改め、同様式の(裏)備考3中「第21条の5の25第4項」を「第21条の5の26第4項」に改め、同様式を様式第30号の13とする。

様式第30号の11中「第21条の5の19第1項(第2項)」を「第21条の5の20第3項(第4項)」に改め、同様式備考3を同様式備考4とし、同様式備考2の次に次のように加える。

3 事業の廃止又は休止に係る届出にあつては、次に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

- (1) 現に指定通所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する旨の申出の有無
- (2) 引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する者に対

し、必要な障害児通所支援を継続的に提供する他の指定障害児通所支援事業者の名称

様式第30号の11を様式第30号の12とする。

様式第30号の10中「第21条の5の19第1項（第24条の13）」を「第21条の5の20第3項（第24条の13第3項）」に改め、同様式を様式第30号の11とし、様式第30号の9の次に次の1様式を加える。

様式第30号の10 (第14条の8関係)

指定障害児通所支援事業者 (指定障害児入所施設) 指定変更申請書

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

申請者 名称

代表者氏名 印

指定特定障害児通所支援の量の増加 (指定に係る入所定員の増加) をしたいので、児童福祉法第21条の5の20第1項 (第24条の13第1項) の規定により申請します。

		事業所番号										
指定の変更を申請する事業所 (施設)	名称											
	所在地											
	支援の種類											
変更の内容	変更前											
	変更後											
変更予定年月日		年 月 日										

備考

- 1 変更内容が分かる書類を添付すること。
- 2 代表者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第31号中「職 業」を「職 業 又 は 学 籍」に、「送致理由」を「審判に付すべき事由」に、「児童の保護に関する所長の意見」を「処遇意見」に改める。

様式第31号の次に次の1様式を加える。

様式第31号の2 (第16条関係)

ケース 番 号		
		第 号 年 月 日
殿		
		児童相談所長 印
措 置 決 定 通 知 書		
第26条第1項第2号		
児童福祉法第27条第1項第2号の規定による措置について、下記のとおり		
第31条第4項		
措置による指導に付すことを決定したから通知します。		
記		
1	児童（延長者）氏名	（男・女） 年 月 日生
	住所	
2	保護者（延長者の監護者）氏名	
	児童（延長者）との続柄	
	住所	
3	指導の種類	
4	指導を担当する者	
5	措置（決定、解除、変更、停止、停止解除）年月日	
	年 月 日	
6	措置理由	

教示

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日

の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。
-

様式第32号中 「年号」 を 「」 に、「施設、事

業者、里親」を「施設（事業者）の種類及び名称、里親の氏名」に改め、同様式の教示の前に備考として次のように加える。

備考 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。

また、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者の養育者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置を採ることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これを採ることができることとされています（児童福祉法第47条）。

様式第33号中 「年号」 を 「」 に、「施設、事

業者、里親」を「施設（事業者）の種類及び名称、里親の氏名」に改める。

様式第38号中「一時保護通知書」を「一時保護（一時保護委託）通知書」に、「一時保護した」を「一時保護（の一時保護を委託）した」に、

「児童（保護延長者）の氏名 」を

「児童（保護延長者）の氏名 （男・女）」に、

「4 一時保護の場所 を

5 一時保護の理由」

「4 一時保護の場所（名称）」

所在地

に改め、同様式の教示

5 一時保護を開始する理由となつた具体的事実の内容」

の前に備考として次のように加える。

備考

- 1 一時保護を開始した日から2月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項第1号若しくは第2号ただし書の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません（児童福祉法第33条）。
- 2 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これを採ることができることとされています（児童福祉法第33条の2）。

様式第47号中

連絡先	
-----	--

を

連絡先	所在地	
	電話番号	

に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、年 月 日 時までに、上記連絡先に連絡してください。

様式第48号中「面会（）」を「同項第1号の面会（同項第2号の）」に、

連絡先	
-----	--

を

連絡先	所在地	
	電話番号	

に改める。

様式第49号中

連絡先	
-----	--

を

連絡先	所在地	
	電話番号	

に改める。

様式第50号中「富山県知事」を「富山県知事
(児童相談所長)」に、

連絡先	
-----	--

を

連絡先	所在地	
-----	-----	--

	電話番号	
--	------	--

に改め、同様式の教示の前に備考として次のように加える。

備考 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第18条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

様式第51号中「富山県知事」を「富山県知事
(児童相談所長)」に、

連絡先	
-----	--

を

連絡先	所在地	
	電話番号	

に改める。

様式第51号の2の(裏)を次のように改める。

(裏)

児童福祉法 (抜粋)	児童虐待の防止等に関する法律 (抜粋)
第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。	第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならぬ。
(1) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。	2及び3 (略)
(2) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。	第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならぬ。
2 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置	2 (略)
(第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条並びに第33条第2項及び第9項において同じ。)の効果等により、当該措置を継続しなれば保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。	第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならぬ。
3 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。	2 (略)
4から8まで (略)	
第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならぬ。	第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

様式第51号の3から様式第51号の5までの規定中「施設、事業者、里親」を「施設（事業者）の種類及び名称、里親の氏名」に改める。

様式第53号中「児童福祉施設内容等変更届出（承認申請）書」を「児童福祉施設内容等変更届出書」に改め、「第5項」の次に「、第6項」を加え、「（第37条第6項の規定により次のとおり申請します）」を削る。

様式第56号を削り、様式第57号を様式第56号とする。

様式第58号を削り、様式第59号を様式第57号とし、様式第60号を様式第58号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第14条の8、第14条の10及び第14条の11の改正規定並びに様式第30号の9の改正規定、様式第30号の9の次に1様式を加える改正規定並びに様式第30号の10から様式第30号の15までの改正規定 平成30年4月1日

(2) 第19条の改正規定、第20条の改正規定（「同条第8項又は第9項」を「同条第10項又は第11項」に改める部分に限る。）並びに様式第38号の改正規定（備考を加える部分に限る。）、様式第50号及び様式第51号の改正規定（「富山県知事」を「富山県知事（児童相談所長）」に改める部分に限る。）並びに様式第51号の2の改正規定 平成30年4月2日

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県児童福祉法等施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（子ども支援課）

